

## 第6章 建設副産物のリサイクル等

### 第1 建設廃棄物

建設廃棄物については、以下のとおり発生抑制、再使用・再生利用等に取り組むものとする。

#### 1 コンクリート塊

コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

<b>(1) 計画的な取組</b>
① コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成、コンクリート塊調査などを行う。
② コンクリート塊調査の結果に基づき、工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材利用等の利用調整を行う。
<b>(2) 発生抑制</b>
① 発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
② コンクリート基礎、基礎くい等で再度基礎として使用することが可能な場合は、解体せずに補強等を行い再使用し、コンクリート塊の発生を抑制する。
<b>(3) 分別解体等及び再資源化等</b>
① コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のコンクリート塊は再資源化等する。
② 対象建設工事であるか否かに係わらずコンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
<b>(4) 利用用途等</b>
○ コンクリート塊については、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石及び再生コンクリート用骨材等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材及びコンクリート用骨材等に利用する。
<b>(5) 自ら利用</b>
○ 発生抑制を徹底した後に発生したコンクリート塊については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」（現場内利用）を行う。 （例） ・割ぐり石代替品や砕石代替品等として自ら利用（建築物敷地内の路盤材、建築物の基礎材等、河川や港湾の護岸材など）に努める。  ※ 「自ら利用」とは、コンクリート塊を有用物（コンクリート塊の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（コンクリート塊が発生する工事の請負者）が使用することをいう。同一の請負者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。

<b>(6) 工事間利用等</b>
<p>① 発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないコンクリート塊については、できる限り、個別指定制度等の活用により工事間利用や海面処分場の作業用道路造成材等への利用を推進していく。</p>
<p>② 工事間利用及び海面処分場の作業用道路造成材への利用については、コンクリート塊調査により発生時期や発生量等を把握し、その結果をもとに利用調整会議で利用調整を行い、工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用を決定する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 割り石代替品や砕石代替品等として工事間利用（建築物敷地内の路盤材、建築物の基礎材等、河川や港湾の護岸材など）に努める。</li> <li>・ 海面処分場の作業用道路造成材（最大径30 c m程度に加工）として工事間利用に努める。</li> </ul>
<p>③ これまで、河川、海岸及び水路等がコンクリートにより築造されてきたが、生物の多様性を確保するため多自然型の工法が採用されるようになってきたため、このような場合において、旧護岸等から発生する石材やコンクリート塊などを自然再生のために活用していく。</p>
<b>(7) 再資源化施設の活用</b>
<p>○ 発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用等ができないコンクリート塊については、再資源化施設に搬出することで再資源化を行うものとし、その選択に当たってはCOBRIS等を活用する。</p>
<b>(8) 再生骨材を用いたコンクリート</b>
<p>○ 建築物等として都市鉱山（建築物や土木工作物）に蓄積されたコンクリートについては、今後、骨材などを取り出し、再生骨材を用いた均し（捨て）コンクリート等、再生骨材を用いたレディーミクストコンクリート、再生骨材を用いたコンクリート二次製品の材料として活用していく必要があり、以下の施策を展開していく。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生骨材製造方法の調査及び比較検討</li> <li>・ 試験施工の積み重ね</li> <li>・ 品質基準、利用用途標準案、施工指針の検討</li> <li>・ 建築物等に使用されたコンクリート骨材等の履歴の保存方法の検討</li> <li>・ 建築物本体に使用する場合の手続方法の整備</li> <li>・ 国、研究機関、大学、関係業界等との連携協力</li> </ul>

## 2 アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

<b>(1) 計画的な取組</b>
<p>○ アスファルト・コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。</p>

**(2) 発生抑制**

- ① 発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、長寿命化舗装の採用、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
- ② 余剰材を発生させない施工計画、既設のアスファルト・コンクリート塊や路盤材を現場内で再使用する「路上表層再生工法」や「路上再生路盤工法」等の工法を採用するなど、アスファルト・コンクリート塊の発生抑制に努める。

**(3) 分別解体等及び再資源化等**

- ① アスファルト・コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のアスファルト・コンクリート塊は再資源化等する。
- ② 対象建設工事であるか否かに係わらずアスファルト・コンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。

**(4) 利用用途等**

- アスファルト・コンクリート塊は、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物、表層基層用再生加熱アスファルト混合物及び改質再生アスファルト混合物として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用する。  
また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用する。

**(5) 自ら利用**

- 発生抑制を徹底した後に発生したアスファルト・コンクリート塊については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」（現場内利用）を行う。ただし、アスファルト・コンクリート塊は工事現場内で利用する用途としては、コンクリート塊とともに再生クラッシュラン等の原材料として、破碎、粒度の調整等を行い路盤材、基礎材等として使用する場合などに限られる。  
※ 「自ら利用」とは、アスファルト・コンクリート塊を有用物（アスファルト・コンクリート塊の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（アスファルト・コンクリート塊が発生する工事の請負者）が使用することをいう。同一の請負者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。

**(6) 工事間利用**

- 発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないアスファルト・コンクリート塊については、できる限り、個別指定制度の活用により工事間利用を推進していく。ただし、アスファルト・コンクリート塊は工事現場内で利用する用途としては、コンクリート塊とともに再生クラッシュラン等の原材料として、破碎、粒度の調整等を行い路盤材、基礎材等として使用する場合などに限られる。

(7) 再資源化施設の活用
○ 発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用ができないアスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設に搬出することで再資源化を行うものとし、その選択に当たってはCOBRIS等を活用する。
(8) アスファルト混合物事前審査制度
○ 「アスファルト混合物事前審査制度」を活用し、アスファルト混合物の安定した品質確保を図るとともに、建設工事から発生したアスファルト・コンクリート塊の再資源化を促進する。

### 3 建設発生木材

建設発生木材については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○ 建設発生木材の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
(2) 発生抑制
① 発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化、などにより発生抑制を図る。
② 具体的な事例としては、梱包材の削減、余剰材を発生させない施工計画、原寸発注（プレカット）の採用、木製型枠の代替製品使用による使用済み木製型枠の発生抑制などである。
(3) 分別解体等及び再資源化等
① 建設発生木材は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後の建設発生木材は再資源化等する。
② 対象建設工事であるか否かにかかわらず分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○ 建設発生木材については、破碎、選別及び不純物除去等を行うことにより、木質ボード、堆肥等の原材料等として利用することを継続していくとともに、建築物の下地材やコンクリート型枠等に加工し、これを都内で施工する建築物等の工事において活用していく。また、熱を得ることに利用することを促進する。
(5) 自ら利用
○ 発生抑制を徹底した後に発生した建設発生木材については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」（現場内利用）を行う。ただし、建設発生木材は工事現場内で利用する用途としては、古材を再使用するか、破碎等を行いマルチング（有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。）材等として使用する場合などに限られる。 ※ 「自ら利用」とは、建設発生木材を有用物（建設発生木材の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（建設発生木材が発生する工事の請負者）が使用することをいう。 同一の請負者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。

(6) 工事間利用

- 発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生木材については、できる限り、個別指定制度の活用により工事間利用を推進していく。ただし、建設発生木材は工事間利用する用途としては、古材を再使用するか、破砕等を行いマルチング（有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。）材等として使用する場合などに限られる。

(7) 再資源化施設の活用

- ① 発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用ができない建設発生木材については、再資源化施設に搬出することで再資源化を行うものとし、その選択に当たってはCOBRIS等を活用する。
- ② 再資源化施設におけるチップ加工等の後、どのような用途に利用されているか、そのルートの把握に努める。

(8) 現場での分別目安等

建設発生木材は、再資源化施設における破砕処理等の後、できる限り高いレベルで利用されるよう、以下の目安により分別を行う。

①解体工事における建設発生木材の分別の目安

分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材（柱、梁、板など）でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ
第2種	上記以外のもの（ペンキ等が付着したムク材、合板等でAチップ又はBチップにならないもの）	Cチップ、Dチップ

②新築工事における建設発生木材の分別の目安

分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材（柱、梁、板など）又は合板等でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ、Cチップ
第2種	ムク材（柱、梁、板など）又は合板等でペンキ等が付着しているもの、コンクリート型枠	Dチップ

注1) CCA、クロルデン類、クレオソートが塗布等されたものは分別し、これらが含まれたものが混入しないように注意する。

注2) 建設発生木材の分別解体等に当たっては、他の建設資材廃棄物と分別されていないことではない。特に、電線・通信線等は支障となるので完全に除去する。

(参考) チップの規格等（規格は施設によって異なるが、平均的・標準的なものを参考に示す。）

チップ区分	チップの用途	備考
Aチップ (切削、破砕)	製紙、エタノール、炭等の原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Bチップ (破 砕)	製紙、繊維板（MDFボード他）、パーティクルボード、エタノール、炭、マルチング材、敷料、コンポストの原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Cチップ (破 砕)	パーティクルボード、燃料、敷料、セメント、エタノールの原料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Dチップ (破 砕)	燃料、高炉還元剤、セメント等材料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと、水分を多く含んだものは除く

ダスト (チップ製造に伴う副産物)	敷料、炭の原料	有害物質、金属等の異物を含まないこと
----------------------	---------	--------------------

※ チップの大きさは、A～Dチップに関しては、5cmスクリーン通過（概ね5cm以下）を標準とするが、利用用途によっては、3cm以下、1cm以下とする場合もある。

※ 平成15年12月12日に「建設副産物リサイクル広報推進会議」から記者発表された「木材チップの品質基準（暫定版）」をもとに作成した。

**(9) CCA・クロルデン・クレオソート等の処理**

① 事前調査

事前調査の段階において、CCA・クロルデン・クレオソート（以下「CCA等」という。）が使用されているか否か調査を行い、使用されている場合は使用部位に油性マジックインキ等でマーキングをする（CCAならC、クロルデン類又はクレオソートならクなど）。

② 施工時点

事前調査の時点では確認できなかった箇所がある場合は、施工中に調査を行い、使用されている場合は事前調査と同様にマーキングをする。

③ CCA等の処理

CCA等が注入された木材またはリサイクルが困難な木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設（焼却等）において適正な処理を行う。

（判別手法の例）

CCA等の判別その他については、「家屋解体工事におけるCCA処理木材分別の手引き（改訂版）（平成18年3月北海道立林産試験場）」、「「ウッドスキャン」によるCCA処理木材分別の手引き（平成17年3月廃木材リサイクル研究会）」を参考にしてもよい。

ここに判別手法の例を参考に示す。

○建築年次による判別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCA処理木材は昭和38年にJIS化され、平成10年にかけて使用されている。</li> <li>・建築年次を調査して確認する。</li> </ul>
○使用部位による判別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCA処理木材は、主に建築物の土台、大引き、水回り等の部位に使用されている。</li> <li>・根太、通し柱、屋根材、その他にも使用されている場合もある。</li> </ul>
○メーカー仕様による判別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー仕様から各部位へのCCA処理木材の使用状況を判断する</li> </ul>
○目視による判別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCA処理木材の色（薄緑色）又はJIS、JASマーク等の刻印により判断する。</li> </ul>
○試薬反応による判別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCA処理木材の銅、クロムに反応し変色する試薬を用い判断する。</li> <li>・試薬として、ジフェニルカルボノヒドラジド、ジフェニルカルバジド、PAN等がある。</li> </ul>

## 4 建設泥土

建設泥土については、以下のとおり取組を行う。

<b>(1) 計画的な取組</b>	
○ 建設泥土の発生抑制、自ら利用、工事間利用、海面処分場の覆土材利用、海面処分場の基盤造成材利用等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。	
<b>(2) 泥土指針の活用</b>	
○ 都関連工事から発生する建設泥土については、泥土指針に基づき処理する。	
<b>(3) 基本的考え方</b>	
① 建設泥土の処理の優先順位は、以下のとおりとする。	
(1)発生抑制	・建設泥土の発生を徹底して抑制する
↓	
(2)自ら利用	・発生した場合は、自ら利用を徹底して行う
↓	
(3)工事間利用	・工事現場外に搬出せざるを得ないものは、工事間利用を行う。 (再資源化施設で改良する場合を含む)
↓	
(4)海面処分場の 覆土材利用	・工事現場外に搬出せざるを得ない場合で、工事間利用できない場合は、海面処分場の覆土材としての利用を行う。
↓	
(5)新海面処分場の 基盤整備用材利用	・工事間利用、海面処分場の覆土材利用ができない場合は、新海面処分場の基盤整備用材利用を行う。
↓	
(6)再資源化施設活用	・(3)～(5)ができない場合は、民間の再資源化施設や建設資材製造工場を活用して縮減及び再生利用を行う。
② 発生抑制及び自ら利用はもとより、工事間利用や海面処分場の覆土材等への利用により都内処理率の向上を図り、都外で最終処分される割合を減らしていくものとし、これを実効性あるものとするため以下のルールを運用する。	
(都内処理率向上ルール)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土、築堤、埋立及び埋戻し等に土砂を必要とする工事や海面処分場の覆土材及び新海面処分場の基盤整備等に当たっては、建設泥土を改良した処理土を優先して使用する。</li> <li>・建設泥土が発生する工事であって、土砂を必要とする他の工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に建設泥土を供給可能な場合は、工事現場内等において建設泥土の改良を行い得られた処理土を、土砂を必要とする他の工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に供給する。</li> <li>・都内処理率を向上するため、処理土等供給・受入計画を作成し、土砂を必要とする工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に計画的に処理土等を供給する。</li> </ul>	

#### (4) 発生抑制

- ① 発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画する。
- ② 工法の工夫による発生抑制
  - 建設泥土の発生しない工法の採用、掘削土量の少ない工法の採用
    - ・高強度セグメントの採用によるシールド断面の縮小化
    - ・シールド二次覆工の減少、省略による掘削断面の縮小化
  - 分級、脱水及び濃縮等により縮減を行い発生を抑制
  - 泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程（脱水、濃縮、安定処理、乾燥等）を経て、ホッパー又はピット等から搬出されるときに泥状を呈しなくなるように改良を行い、発生抑制を図る。
- ③ 泥水循環方式の場合は、工事現場内において分級、脱水及び濃縮などによる縮減、分級後の泥水の循環利用、余剰泥水の脱水・濃縮などにより縮減を図る。

#### (5) 自ら利用

- ① 発生抑制をできる限り行った後、自ら利用（現場内利用等）が可能な場合は、裏込への泥水利用、インバートへの泥水利用、現場内の改良による処理土の活用など、自ら利用を促進する。  
  
※ 「自ら利用」とは、建設泥土を有用物（建設泥土の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（建設泥土が発生する工事の請負者）が使用することをいう。同一の請負者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。
- ② 工事現場内において、利用用途に応じた適正な品質に保った状態で、掘削用泥水・安定液として使用、スラリー化安定処理の泥水に使用、などにより現場内で利用するほか、工事現場内で安定処理等が可能な場合は、これにより得られた処理土を工事現場内等で利用する。

#### (6) 工事間利用

- 発生抑制及び自ら利用を徹底的に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないものについては、できる限り工事現場内において安定処理等を行い、得られた処理土を都内における工事間利用に活用する。このうち、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として工事間利用を行う（広域的な再利用を行う場合を含む。）。また、一体施工システム外で改良したものは、都発注工事間の場合は一般指定制度により工事間利用を行う。  
なお、区市町村発注工事間又は都発注工事と区市町村発注工事間等で工事間利用を行う場合は、個別指定制度により工事間利用を促進する。（再資源化施設で改良する場合を含む。）



**(7) 海面処分場の覆土材利用**

○ 工事現場外に搬出せざるを得ない場合で工事間利用ができない場合は、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として、一体施工システム外で改良したものは建設泥土改良土として、毎年度の受入予定量の範囲内において、海面処分場の覆土に利用する。

なお、この場合において、都発注工事は一般指定制度により、区市町村発注工事等は個別指定制度により実施する。

**(8) 新海面処分場の基盤整備用材利用**

○ 工事現場外に搬出せざるを得ない場合で工事間利用又は海面処分場の覆土材利用ができない場合は、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として、一体施工システム外で改良したものは建設泥土改良土として、毎年度の受入予定量の範囲内において、新海面処分場の基盤造成に利用する。

なお、この場合は、都発注工事のうち、利用調整会議から指定された泥土圧シールド（推進）工法の工事に限るものとし、受入事業者の定める受入枠内で一般指定制度により実施する。（再資源化施設で改良する場合を含む。）

**(9) 再資源化施設活用**

① 工事現場外へ搬出せざるを得ない場合で、上記(6)工事間利用～(8)基盤整備用材利用ができない場合は、民間の再資源化施設や建設資材製造工場に搬出することとなるが、施設内における縮減・再生利用の割合が高い適正な施設を選択することが望ましい。

② 再資源化施設の利用に当たっては、COBRIS等を活用する。

③ 再資源化施設内における縮減及び再生利用の方法や割合、搬入された建設泥土の一部が最終処分される部分がある場合の最終処分場（管理型処分場）、製品として有償売却される場合について、再資源化計画（報告）書、建設泥土リサイクル証明書（泥土指針様式集参照）、適正処理証明書（建設泥土）（泥土指針様式集参照）等により、施設ごとに適正処理の状況又はリサイクルの状況を把握するとともに、施設の評価手法等について検討していく。

さらに、処理委託契約書に記載された契約単価の調査・把握・集約を行い、積算業務等の資料として活用を図ることを検討していく。

**(10) 土木・建築工事における有効利用**

○ 土木工事においては、工作物の埋戻し、土木構造物の裏込め、道路用盛土、河川築堤、土地造成、鉄道盛土、空港盛土、水面埋立等で土質材料として建設泥土改良土の利用を促進する。また、新海面処分場の基盤整備や覆土、自然再生事業等においても建設泥土改良土の利用を促進する。

さらに、建築工事に伴う地下連続壁や基礎杭等の工事から発生する建設泥土についても、工事現場内で改良を行い、製造した建設泥土改良土を埋戻し等に利用することを促進する。

なお、土木・建築工事における建設泥土の利用を促進するため、適用用途標準（案）や品質基準等を整備する。

**(11) その他の取組**

- ① 工事間利用等を促進するためには、時間的な不整合等を調整するための一時的仮置き場（以下「一時保管所」という。）の確保が不可欠である。このため、臨海部の所有地等において一時保管所の確保を図る。
- ② 工事現場内で移動式機械による改良が可能な場合は、これを活用し、安定処理等を行い得られた処理土の活用により、自ら利用を行うとともに一般指定制度（都発注工事）又は個別指定制度（区市町村発注工事等）による工事間利用等を行う。

**5 その他の建設廃棄物**

その他の建設廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

**(1) 計画的な取組**

- その他の建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。

**(2) 発生抑制**

- ① 発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化、などにより発生抑制を図る。

また、省梱包化又は無梱包化による梱包材が廃棄物となるものの削減、余剰材を発生させない施工計画作成、原寸発注（プレカット）、資材の現場への搬入管理の徹底による余剰材が廃棄物となるものの削減に努める。

（梱包材の削減の具体例）

- ・洗面化粧台、衛生陶器、外装タイルなどについては、簡易梱包の活用を努め廃棄物等の量を削減する。
- ・製品の梱包を行わず専用台車を用いることにより梱包レス化し、廃棄物等を発生させない。
- ・プラスチック製やダンボール製のリターナブル容器により、製品を梱包し、廃棄物等を発生させない。

（問い合わせ先）・（社）住宅生産団体連合会

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-6

電話 03-3592-6441 FAX 03-3592-6464

H P <http://www.judanren.or.jp/>

**(3) 分別及び回収**

- ① 建設混合廃棄物としての発生量の削減

建設廃棄物は、混合して発生すると、再資源化等や適正処理が困難となるため、再資源化するもの、縮減するもの、埋立処分するもの等その取扱方法に応じて、工事現場内での分別を徹底し、建設混合廃棄物としての発生を抑制することが必要である。

（分別方法）

- ・分別する廃棄物ごとにコンテナ等の容器を設け、各々に分かりやすい標示をすることにより分別を容易にする。
- ・分別したものが混合しないように集積する。

(分別品目)

品目別の分別の例としては、以下の分け方がある。

- ・木くず（不用木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など）
- ・コンクリート（コンクリート塊、モルタルくずなど）
- ・金属くず（鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど）
- ・ダンボール ・石こうボード ・ロックウール吸音板 ・電線くず
- ・塩ビ管 ・廃プラスチック ・空き缶 ・発泡スチロール
- ・生ごみ（食事の残渣及び弁当がらなど）
- ・安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、コンクリート等のがれき類（有機性のものが付着したプラスチック及び金属の廃容器・包装は管理型産業廃棄物））
- ・管理型産業廃棄物（紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃容器、包装（有機性のものが付着した金属・プラスチック）、鉛製の管又は板、廃プリント配線板）
- ・石綿含有廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。非飛散性アスベスト成形板、ビニール床タイル、フレキシブルボードなど。）

② 分別した廃棄物の回収

品目ごとに分別した廃棄物は、廃棄物処理法に従い、適正に収集運搬し、再資源化をする施設や最終処分場に搬入する必要がある。

また、新築工事等において、各品目ごとに少量ずつ廃棄物が発生する場合等においては、小口巡回回収システムを活用することもできる。

(小口巡回回収システム)

- ・廃棄物処理業者（小口巡回回収業者）と相談し、工事現場の特性に応じた分別基準、保管方法を設定するもの。
- ・フレコンバッグ、ビニール袋、コンテナ容器等に分別して保管し、容器が一杯になると業者に連絡し巡回回収した後、再資源化施設等に搬入するもの。

(問い合わせ先)

- ・建設廃棄物協同組合

所在地 〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6藤木ビル3階

電話 03-5159-8171 FAX 03-5159-8173

H P <http://www.kenpaikyo.or.jp/>

- ・(社)東京産業廃棄物協会

所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13柿沼ビル7階

電話 03-5283-5455 FAX 03-5283-5592

H P <http://www.tosankyo.or.jp/>

(4) 再資源化等

- ① 特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物についても、分別解体等を行った後、技術開発等の動向や社会需要動向等を踏まえつつ、できる限り、再資源化等の方法に応じた分別を行い再資源化等を実施する。

② 特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等を行う場合は、当該建設資材（建設資材廃棄物）の製造者と協力しつつ行うほか、COBRISの活用により再資源化施設（多品目の許可を受けた中間処理等を行う再資源化施設、単品でも、混合廃棄物の状態でも受け入れ可能であるが、分別を徹底し品目ごとに分けて搬入する必要がある。以下「総合中間処理施設」という。）の選択をすることができる（検索に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。）。

（COBRISの問い合わせ先）

- ・（財）日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター）

所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル2F

電話 03-3505-0410 FAX03-3505-8872

H P <http://www.recycle.jacic.or.jp> メール [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)

また、以下の方法によっても特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物を受け入れる施設の検索又は問い合わせをすることができる（検索等に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。）。

（東京都許可業者）

- ・東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。

H P <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/search.htm>

- ・（社）東京産業廃棄物協会に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について問い合わせ等を行うことができる。

所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13柿沼ビル7階

電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592

H P <http://www.tosankyo.or.jp/>

（他の道府県許可業者）

- ・（財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに各都道府県の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。

所在地 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-6-1 堀内ビルディング3階

電話 03-3526-7798 FAX 03-3526-0156

H P <http://www.sanpainet.or.jp/>

- ・他の道府県又は保健所設置市のホームページ等で当該道府県又は政令市の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について調べることができる。

## (5) 品目ごとの再資源化等

COBRISにより再資源化施設（総合中間処理施設）を選択するほか、品目ごとの受入施設について、以下の問い合わせ先に照会することができる。

### ① プラスチック類及び硬質塩化ビニル

新築工事の際に発生する梱包材や端材等の塩化ビニル以外のプラスチック類及び解体工事により発生する塩化ビニル以外のプラスチック類は、できる限り、中間

処理施設を経由して間接的に搬入するか、あるいは直接に搬入することにより、建設資材の製造者等による再生原料化、高炉還元、セメント原燃料化、ガス化溶融、固形燃料化などによる再資源化等に努める。

硬質塩化ビニル製の管及び管継手等については、分別解体等を行った後、これらの建設資材の製造者と協力しつつ、できる限り再資源化等に努める。

さらに、軟質塩化ビニル類については、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。

<再資源化等受入施設照会先>

◇再生原料化・高炉還元・ガス化溶融・固形燃料化等

・塩化ビニル管・継手協会

所在地 〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3 階

電 話 03-3470-2251 F A X 03-3470-4407

H P <http://www.ppfa.gr.jp/>

・(社)プラスチック処理促進協会

所在地 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1

電 話 03-3297-7511 F A X 03-3297-7501

H P <http://www.pwmi.or.jp/>

◇セメント原燃料化

・建設廃棄物協同組合

所在地 〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-6藤木ビル3階

電 話 03-5159-8171 F A X 03-5159-8173

H P <http://www.kenpaikyo.or.jp/>

・(社)東京産業廃棄物協会

所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7 階

電 話 03-5283-5455 F A X 03-5283-5592

H P <http://www.tosankyo.or.jp/>

・(社)セメント協会

所在地 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-5-4 秀和桜橋ビル 7 階

電 話 03-3523-2701 F A X 03-3523-2700

H P <http://www.jcassoc.or.jp/>

② 石膏ボード

新築工事の際に発生する石膏ボードについては、できる限り建設資材の製造者による先進の再資源化等に協力する。

解体工事に伴い発生する石膏ボードについては、分別解体等を行った後、破砕し、紙、石膏に分離し、できる限り再資源化等に努める。

<再資源化等受入施設照会先>

・(社)石膏ボード工業会

所在地 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-13-10吉野石膏虎ノ門ビル 5 階

電 話 03-3591-6774 F A X 03-3591-1567

H P <http://www.gypsumboard-a.or.jp/>

③ 板ガラス  
 解体工事等に伴いサッシ等から発生する板ガラスについては、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。  
 <再資源化等受入施設照会先>  
 ・東京都硝子原料問屋共同連合会（豊島硝子内）  
 所在地 〒351-0101 埼玉県和光市白子 3-6-14  
 電話 048-466-1911

④ 金属  
 解体工事等に伴い発生する鉄筋、スチールドア、てすり等から発生する金属については、分別解体等を行った後、種類ごとに選別・熔融し、再生金属原料として再資源化する。  
 <再資源化等受入施設照会先>  
 ・建設廃棄物協同組合（プラスチック類と同じ）  
 ・(社)東京産業廃棄物協会（プラスチック類と同じ）

⑤ 電線コード  
 解体工事等に伴い発生する電線コードについては、分別解体等を行った後、金属部分と被覆部分に分離し、再生金属原料とするなど、できる限り再資源化に努める。  
 <再資源化等受入施設照会先>  
 ・建設廃棄物協同組合（プラスチック類と同じ）  
 ・(社)東京産業廃棄物協会（プラスチック類と同じ）

⑥ その他の品目  
 解体工事等に伴い発生する畳、衛生陶器、蛍光管及び襖・障子等から発生する紙類等についても、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等の推進に努める。  
 <再資源化等受入施設照会先>  
 ・建設廃棄物協同組合(畳・衛生陶器・紙類)(プラスチック類と同じ)  
 ・(社)東京産業廃棄物協会（畳・衛生陶器・紙類・蛍光管）  
 (プラスチック類と同じ)  
 ・(社)セメント協会（畳）（プラスチック類と同じ）  
 ・ガラス再資源化協議会（衛生陶器）  
 所在地 〒106-0032 東京都港区六本木 4-11-4 六本木ビル  
 電話 03-5775-1600 F A X 03-5775-0024  
 H P <http://www.grcj.jp/>

⑦その他の取組  
 その他の取組としては、広域認定制度による回収・再生利用、関係業界が連携した共同回収・再生利用の取組などがある。  
 (広域認定制度の例)  
 ・石膏ボード ・窯業系サイディング ・軽量気泡コンクリート ・パーティクルボード  
 ・ロックウール ・グラスウール ・住宅屋根用化粧スレート  
 ・ゾノライト系けい酸カルシウム ・プラスチック製雨樋 ・タイル、ブロック、衛生陶器・木毛セメント板 ・押出し発泡ポリスチレン板

## (6) 最終処分

○特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物については、分別解体等を行った後、再資源化等が可能なものについてはできる限り再資源化等を実施する。その上で再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型産業廃棄物については、管理型産業廃棄物が混入しないように分別した上で安定型最終処分場に処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすように努める。

(最終処分場の種類)

処分場の形式	処分できる廃棄物
安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
管理型最終処分場	廃油（タールピッチ類に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等
遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい

## (7) 発生路盤材等の取扱い

道路の路盤材、建築物や工作物の基礎材等に使用されているクラッシュラン、再生クラッシュラン、粒度調整砕石や再生粒度調整砕石等（以下「路盤材等」という。）については、掘削工事に伴い発生するが、再生利用が可能な建設資材であるため、以下の方針に基づき、有効に活用する。

- ① 発生路盤材等は、発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない場合において、個別指定制度の活用により、他の工事との間で工事間利用することに努める。
- ② 発生抑制、自ら利用及び工事間利用ができない発生路盤材等については、路盤材料として再生利用が可能な建設資材であるため、産業廃棄物として再資源化施設へ搬出を行う。  
なお、再資源化施設の利用に当たっては、COBRIS等を活用する。
- ③ 各種調査での取扱いについては、以下のとおりとする。
  - 土量調査については、対象外である。
  - センサスにおいて、利用工事は「砕石」として、搬出工事は「その他がれき類」（搬出先の受入区分による）として入力する。また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の書類作成においても同様に扱う。

## 6 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

### (1) 計画的な取組

○建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。

### (2) 発生抑制

○工事現場内で分別解体等を徹底して行うことにより分別された個別の品目について、品目ごとに適した再資源化等を行うことにより、まず建設混合廃棄物の発生を抑制する。



### (3) 再資源化等

① 分別解体等を行った後、やむを得ない理由(分別解体等の作業に伴って発生する微細な破片・微粉等に限る。)により分別しきれずに残った建設混合廃棄物については、その選別、縮減及び再生利用等が可能な総合中間処理施設(再資源化施設)に搬入し、できる限り再生利用又は縮減の割合を高め、最終処分される量を削減する。

なお、総合中間処理施設ごとの施設内での廃棄物の選別後における再資源化等のルートの把握に努めるとともに、できる限り縮減及び再資源化率を高めるよう要請することに努める。

② 建設混合廃棄物の総合中間処理施設(再資源化施設)の選択に当たっては、COBRIS等を活用し総合中間処理施設を選択する。

(COBRISの問い合わせ先)

・(財)日本建設情報総合センター(建設副産物情報センター)

所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル2F

電話 03-3505-0410 FAX03-3505-8872

HP <http://www.recycle.jaic.or.jp> メール <mailto:recycle@jaic.or.jp>

## 第2 建設発生土

### 1 建設発生土

建設発生土はそのままの状態又は改良した上で埋立、盛土、築堤、覆土、埋戻し等の用途に再使用・再生利用することが可能な良質な建設資材である。このため、以下の基本方針により有効に活用する。

#### (1) 基本方針

① 建設発生土は、発生抑制を徹底した後、現場内利用及び指定処分のいずれかにより有効利用を図る。

② 指定処分は、「発生土利用基準」(国土交通省)(巻末資料参照)に基づき「工事間利用」を優先して行い、これができない場合には指定処分(A)「受入機関の活用」(P96を参照)により間接的な工事間利用を行う。

③ 工事間利用も指定処分(A)「受入機関の活用」もできない場合は、指定処分(B)又は指定処分(C)として民間の受入地を活用する。

④ 工事間利用や指定処分の実施に当たっては、発生側は、建設発生土とコンクリート塊等の異物を完全に分別し、これらの異物を混入してはならない。また、受入側は、異物が混入していた場合は、受入を拒否することができる。

⑤ 自由処分(※)はしてはならない。

⑥ 請負者は、指定処分(B)又は(C)を指定され民間受入地に搬入する場合は、その対象となる民間受入地を選択することに当たっては、建設資材等として有効利用するものを選択するものとし、自然環境を破壊するものや有効利用できないものを選択しない。

⑦ 発生する建設発生土が玉石、砂礫、砂等の場合において、建設資材製造業者等との間で有価で引き取ることについて協議が整った場合は、有価引取により売却する。

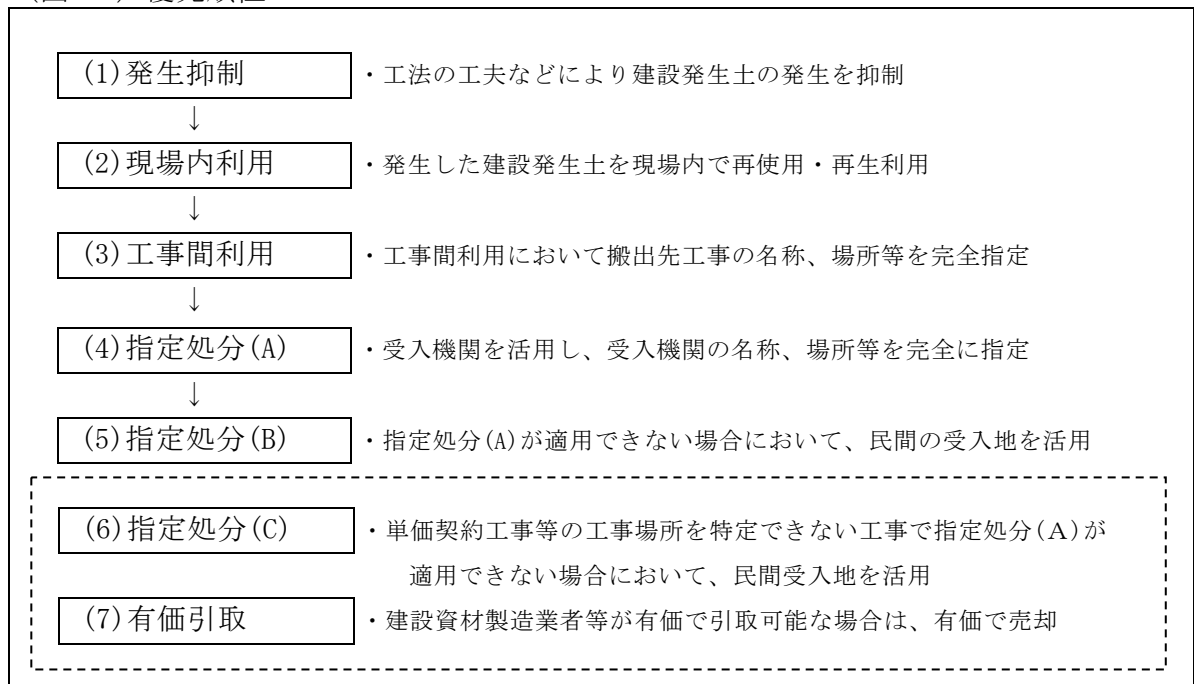


⑧ 汚染土壌が発生した場合は、関係法令や都の関係条例に基づき、必要な調査及び適正な処理等を行う。また、廃棄物混じり土についても関係法令等に基づき適正に取扱うものとする。

⑨ 建設発生土の現場内利用、工事間利用、受入機関の活用等に当たっては、一時仮置き及び積出基地としてのストックヤードの確保及びその活用を努める。

※ 自由処分とは、要件、運搬距離等が契約条件上全て任意となっており、発注者や元請業者が搬入場所等を確認できない場合をいう。許可の有無、運搬ルート、運搬距離、現地の状況、跡地利用計画の有無等が確認できないため、都関連工事では行ってはならない。

(図-9) 優先順位



(2) 発生抑制

掘削工事に当たっては、できる限り発生を抑制するものとし、以下の方針により行う。

①掘削断面の合理化	○シールド（推進）工法等の発進立坑について、断面を縮小できる工法を採用し、掘削土量を削減する。 (例) ・省面積立坑システムの採用 ・シールド（推進）工法の長距離施工による立坑箇所を減少
	○シールド工法について、断面縮小が可能な工法を採用することにより掘削土量を削減する。 (例) ・高強度セグメント採用によるシールド断面の縮小化 ・シールド二次覆工の減少、省略によるシールド断面の縮小化

	○法切りに替え土留工を採用することにより掘削断面の縮小を図り、掘削土量を削減する。
	○土留工の断面の合理化を図り、掘削断面を縮小することにより掘削土量を削減する。 (例) ・小型マンホールの採用 ・新方式による高落差人孔の小型化 ・伏せ越し人孔の省略
	○切盛土量の均衡を図り、搬出土量を削減する。
	○土留工を外型枠として活用することにより、掘削断面を縮小し掘削土量を削減する。
②発生を抑制する工法の採用	○管路等の埋設に当たっては、発生土量の少ない非開削工法の採用を図る。
	○管路等の更新に当たっては、管更正工法など掘削が生じない工法の採用を図る。
	○組立式人孔（矩形等）の採用により掘削断面の縮小化を図る。
	○杭基礎については、無排土工法の採用を検討する等、発生抑制に努める。
③浅層埋設の実施	○埋設物の布設に当たっては、積算基準や各種構造基準類を踏まえ可能な限り浅く埋設して、掘削土量等の削減を図る。
④舗装工における発生抑制	○舗装の新設、打換及び復旧に当たっては、路床の改良により設計舗装厚を薄くし、掘削土量の削減を図る。

### (3) 現場内利用

掘削工事に当たっては、発生抑制を最大限に行った後、発生した建設発生土は、できる限り現場内で利用するものとし、以下の方針により行う。

○現場内利用	○発生抑制を徹底した後、発生した建設発生土はできる限り現場内において盛土、埋戻し等の用途にそのままの状態又は改良の上、再使用・再生利用する。
	○盛土、埋戻し等に使用する建設資材は、できる限り現場内で発生した建設発生土を使用し、天然材（購入材）の使用を抑制する。
	○うって返しによる利用、現場内仮置きの後利用するほか、現場内に仮置きができない場合は、仮置き場を確保して再び現場内に搬入し現場内利用することに努める。
	○再生利用のための土質改良に当たっては、移動式土質改良機、土質改良材等を活用する。

### (4) 工事間利用

掘削工事に当たっては、発生抑制及び現場内利用を最大限に行った後、工事

現場外に搬出せざるを得ない建設発生土については、他の工事において活用することに努める。

①費用負担	○搬出側工事の発注部局は、積込費、受入側工事までの運搬費を負担する。
	○受入側工事の発注部局は、受入側工事現場の管理、土工事（敷均し、盛土、埋立、転圧等）に要する費用を負担する。
②受入費	○受入費は無料とする。
③仮置き場の確保	○搬出入の時期調整が必要な場合は仮置き場を確保するものとし、搬出側が確保した場合は搬出側発注部局が、受入側が確保した場合は受入側発注部局がその費用を負担する。
④土質試験	○搬出側の発注部局は、工事間利用に先立ち、原則として土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験等を搬出前に実施し、その結果を受入側工事の発注部局に通知する。 ただし、試験実施に当たり、詳細については、搬出側と受入側との協議によるものとする。
⑤連絡先	○工事間利用の連絡調整は、土量調査及び利用調整の結果に基づき、搬出側と受入側の発注部局が行う。

#### (5) 指定処分（A）（受入機関の活用）

指定処分（A）とは、受入機関に搬入するものであり、名称、場所、要件を指定する。受入機関は下記に示すものがある。

掘削工事に当たっては、発生抑制、現場内利用、工事間利用を最大限に行った後、現場外に搬出せざるを得ない建設発生土は、指定処分（A）として受入機関を活用し、間接的な工事間利用を行うものとする。

ただし、改良土又は普通土を使用する工事の建設発生土の搬出先は、各受入機関の利用基準に基づき、指定処分（A）の土質改良プラントを最優先に選択する。

（表－11）受入機関の種類

土質改良プラント等	①東京都建設発生土再利用センター	((財)東京都新都市建設公社)
	②青梅建設発生土再利用事業所	((財)東京都新都市建設公社)
	③中川建設発生土土質改良プラント	(東京都下水道サービス(株))
広域利用	④(株)建設資源広域利用センター事業地	(株)建設資源広域利用センター)
	⑤中防内側受入基地	(東京港埠頭(株))※
海面埋立	⑥新海面処分場	(東京港埠頭(株))
覆土利用	⑦海面処分場	(東京都環境局)

※広域利用のうち船舶運搬は(株)建設資源広域利用センターが担っている。

### ①「東京都建設発生土再利用センター」

東京都建設発生土再利用センター（以下「再利用センター」という。）は、利用調整会議の決定に基づき、以下のとおり活用する。

○施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用センターは江東区青海に立地し、建設発生土等のストックヤード及び土質改良プラント（第2種改良土）の機能を持っている。</li> <li>・所在地：東京都江東区青海三丁目地先 中央防波堤内側埋立地内</li> </ul>
○利用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、再利用センターから30km（半径）の範囲内の都関連工事のうち、建設発生土等を持ち込むとともに普通土、第2種改良土のいずれかを持ち出す工事を対象とする。</li> </ul>
○費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出側工事の発注部局は、再利用センターまでの運搬費及び受入料金を負担する。</li> </ul>
○受入土質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種～第3種建設発生土</li> <li>・関東ロームは第4種まで可</li> <li>・改良土（石灰で改良した改良土であること）</li> <li>・コンクリート塊等（発生路盤材等を含む）の異物が混入しているものは不可</li> </ul>
○受入時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月～土曜日の8:30～17:00（年末年始、旧盆、特に指定する日を除く。）</li> <li>・夜間受入可 22:00～5:00</li> </ul>
○受入料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都建設発生土再利用センター利用要領」（以下「再利用センター利用要領」という。）に定める料金とする。</li> </ul>
○土質試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量が500m<sup>3</sup>以上の工事の場合は、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を再利用センターに通知する。なお、詳細は再利用センター利用要領による。</li> </ul>
○連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）東京都新都市建設公社 建設発生土再利用センター管理事務所運営管理係 所在地 〒135-0064東京都江東区青海3丁目地先 中央防波堤内側地内 電 話 03-3520-0982 F A X 03-3520-0827 H P <a href="http://www.shintoshi.or.jp/hasseido/sairiyou/index.htm">http://www.shintoshi.or.jp/hasseido/sairiyou/index.htm</a></li> </ul>

### ②「青梅建設発生土再利用事業所」

青梅建設発生土再利用事業所（以下「青梅事業所」という。）は、利用調整会議の決定に基づき、以下のとおり活用する。

○施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青梅事業所は青梅市駒木町に立地し、土質改良プラント（第2種改良土）及び採石場自然再生材受入機能を持っている。</li> <li>・所在地：東京都青梅市駒木町2-1320 吉野鉱山内</li> </ul>
○利用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、都関連工事のうち、多摩地区において青梅事業所に建設発生土を持ち込み、第2種改良土を持ち出す工事を対象とする。</li> <li>・なお、青梅事業所から第2種改良土を持ち出す公益企業（電気、通信、ガス、鉄道等）工事も対象とする。</li> </ul>

○費用負担	・搬出側工事の発注部局は、青梅事業所までの運搬費及び受入料金を負担する。
○受入土質	・第1種～第3種建設発生土 ・関東ロームは第4種まで可 ・改良土（石灰で改良した改良土であること） ・コンクリート塊等（発生路盤材等を含む）の異物が混入しているものは不可
○受入時間	・月～土曜日の8:30～17:00(年末年始、旧盆、特に指定する日を除く)
○受入料金	・「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」（以下「青梅事業所利用要領」という。）に定める料金とする。
○土質試験	・搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量が500m <sup>3</sup> 以上の工事の場合は、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を青梅事業所に通知する。なお、詳細は青梅事業所利用要領による。
○連絡先	・(財)東京都新都市建設公社下水道部再資源利用課調整係 所在地 〒192-0033東京都八王子市高倉町49-3 電 話 0426-48-9385 F A X 0426-48-9431 H P <a href="http://www.shintoshi.or.jp/hasseido/oume/index.htm">http://www.shintoshi.or.jp/hasseido/oume/index.htm</a>

### ③「中川建設発生土改良プラント」

中川建設発生土改良プラント（以下「中川プラント」という。）は、東京都下水道局発注工事の専用プラントであり、以下のとおり活用する。

○施設概要	・中川プラントは足立区中川の中川水再生センター内に立地し、下水道工事発生土のストックヤード及び土質改良プラント（第2種改良土）の機能を持っており、運営管理は、都の監理団体である東京都下水道サービス(株)が行っている。
	・所在地：東京都足立区中川5-1-1（中川水再生センター内）
○利用基準	・区部における東京都下水道局発注工事のうち、下水道局内利用調整決定工事を対象とする。
○費用負担	・対象工事請負者は、中川プラントまでの運搬費を負担する。
○受入料金	・なし。
○受入土質基準等	・第1種～第3種建設発生土 ・改良土（石灰で改良した第2種改良土であること） ・コンクリート塊等（発生路盤材等を含む）の異物が混入しているものは不可
○連絡先	・中川建設発生土改良プラント 所在地 〒120-0002 東京都足立区中川5-1（中川水再生センター内） 直 通 03-3628-9462 F A X 03-3628-9463

### ④「建設資源広域利用センター事業地」（UCR事業地）

(株)建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）の事業地(以下「UCR

事業地」という。)は、利用調整会議の決定に基づき、以下のとおり活用する。

○事業概要	・ U C R 事業地は、都の報告団体である U C R が斡旋及び管理業務を行う建設発生土の受入地であり、首都圏等において、自動車専用道路の建設、高規格堤防の築堤、土地区画整理事業、採石場自然再生等に建設発生土を受け入れている。
○利用基準	・ U C R 事業地から 50 k m (半径) の範囲内の建設発生土を持ち出す都関連工事、出資団体 (埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市、建設会社等) や国等の発注工事を対象とする。ただし「横浜鈴繁埠頭地区」については 30 k m の範囲内の工事を対象とする。
○費用負担	・ 搬出側工事の発注部局は、U C R 事業地までの運搬費及び受入料金を負担する。
○受入土質	・ 第 1 種～第 3 種建設発生土、一部の事業地で改良土及び第 4 種建設発生土も可 ・ コンクリート塊等 (発生路盤材等を含む) の異物が混入しているものは不可
○受入時間	・ 月～土曜日の 8:30～17:00、一部事業地は夜間も可
○受入料金	・ 「U C R 受入地利用案内」に定める料金とする。
○土質試験	・ 搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量の多少に係わらず、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を U C R に通知するものとし、詳細は U C R 受入地利用案内による。
○連絡先	・ (株)建設資源広域利用センター事業部首都圏課 所在地 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-17-5 ソノギ 渋谷ビル 10 階 電 話 03-6427-3366 F A X 03-5464-7025 H P <a href="http://www.ucr.co.jp/">http://www.ucr.co.jp/</a>

#### ⑤「中防内側受入基地」

中防内側受入基地は、利用調整会議の決定に基づき、以下のとおり活用する。

○事業概要	・ 中防内側受入基地は、建設発生土の広域利用 (スーパーフェニックス) 事業の一環である都の広域利用積出基地であり、運営管理は都の監理団体である東京港埠頭(株)が行っている。基地から積み出された建設発生土は全国の港湾及び空港の造成において埋立用材として活用されており、搬出先への船舶運搬は U C R が行っている。 ・ 所在地：東京都江東区青海二丁目地先 (中央防波堤内側埋立地内)
○利用基準	・ 中防内側受入基地から 30 k m (半径) の範囲内の建設発生土を持ち出す都関連工事や国等の発注工事を対象とする。
○費用負担	・ 搬出側工事の発注部局は、中防内側受入基地までの運搬費及び受入料金を負担する。
○受入土質	・ 第 1 種～第 3 種建設発生土 ・ 改良土は不可 ・ コンクリート塊等 (発生路盤材等を含む) の異物が混入しているものは不可

○受入時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月～土曜日の7:30～17:00（祝日、年末・年始、旧盆を除く）</li> <li>・夜間受入可 22:00～6:00</li> </ul>
○受入料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中防内側受入基地への建設発生土受入要領」（以下「中防内側受入要領」という。）に定める料金とする。</li> </ul>
○土質試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量の多少に係わらず中防内側受入要領の「建設発生土の受入基準等」（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づくもの。）を満足するものとし、土質試験を搬出前に実施して、その結果を東京港埠頭㈱に提出する。なお、詳細は中防内側受入要領による。</li> </ul>
○連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京港埠頭株式会社技術部計画調整課</li> <li>所在地 〒135-0064 東京都江東区青海2-43 青海フロンティアビル10階</li> <li>電話 03-3599-7382 F A X 03-3599-7492</li> <li>H P <a href="http://www.tptc.co.jp/kensetsu/index.htm">http://www.tptc.co.jp/kensetsu/index.htm</a></li> </ul>

#### ⑥「新海面処分場」

新海面処分場については、延命化を図る観点から、他の受入機関に搬入することが適していない土質のものを優先するものとし、利用調整会議の決定に基づき、以下のとおり活用する。

○事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新海面処分場は、「廃棄物等の埋立処分計画」（平成19年1月東京都）等に基づき、基盤整備用材として建設発生土を受け入れている。</li> <li>・所在地：東京都江東区青海2丁目地先</li> </ul>
○利用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新海面処分場から30km（半径）の範囲内の建設発生土を持ち出す都関連工事、国等の発注工事のうち、他の受入機関に搬入することが適していない土質のものを対象とする。ただし、基盤整備用材としての品質が確保されたものとする。</li> <li>・「廃棄物等の埋立処分計画」に規定する年度ごとの埋立処分量の範囲内に限り受け入れるものとする。</li> </ul>
○費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出側工事の発注部局は、新海面処分場までの運搬費及び受入料金を負担する。</li> </ul>
○受入土質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種～第4種建設発生土</li> <li>・改良土も可</li> <li>・コンクリート塊等（発生路盤材等を含む）の異物が混入しているものは不可</li> </ul>
○受入時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月～土曜日の7:30～17:30（祝日、年末・年始、旧盆を除く）</li> </ul>
○受入料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地（その1地区）への建設発生土受入要領」（以下「新海面受入要領」という。）に定める料金とする。</li> </ul>
○土質試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量が500m<sup>3</sup>以上の工事の場合は、新海面受入要領の「建設発生土の受入基準等」（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づくもの。）を満足するものとし、</li> </ul>

○土質試験	土質試験を搬出前に実施して、その結果を東京港埠頭(株)に提出する。 なお、詳細は新海面受入要領による。
○連絡先	・中防内側受入基地と同じ。

### ⑦「海面処分場」

海面処分場は、廃棄物の埋立処分に伴う覆土に建設発生土（改良土を含む。）又は建設泥土を改良した改良土（以下「建設泥土改良土」という。）を利用するものであり、都関連工事から調達するものとし、利用調整会議の決定に基づき、以下のとおり活用する。

○事業概要	・海面処分場は、廃棄物の埋立処分に伴う覆土（中間覆土及び最終覆土）材等として建設発生土、建設泥土改良土を受け入れるものである。 なお、中間覆土には、建設発生土及び建設泥土を使用し、最終覆土には、建設発生土（この場合は改良土は含まない。）のみを使用する。 ・所在地：東京都江東区青海2丁目地先
○利用基準	・再利用センターにストックされた普通土を主体に利用する。また、都関連工事のうち、泥水循環方式及び泥土圧方式等の工法において一体施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理（脱水、濃縮、安定処理、乾燥等）され、ホッパー又はピット等から搬出されるときに泥状を呈しなくなった建設発生土（改良土）又は建設泥土改良土（一般指定制度又は、個別指定制度による。）で、覆土作業に合わせて搬入することが可能なものであり、かつ、利用調整会議が指定する場合は、毎年度の受入予定量の範囲内において当該工事を対象とする。
○費用負担	・搬出側工事が海面処分場まで建設発生土を運搬するものとし、搬出側工事の発注部局は、海面処分場までの運搬費を負担する。
○受入土質	・第1種～第4種建設発生土 ・改良土（建設泥土改良土も含む）
○受入時間	・月～土曜日の8:00～16:00（祝日、年末・年始、旧盆、特に指定する日を除く）
○受入料金	・なし。
○土質試験	・搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量に係わらず土壌環境基準に合った土質試験を搬出前に実施し、その結果を海面処分場の管理者に通知する。
○連絡先	・東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課処分場計画係 所在地 〒163-8001東京都新宿西新宿2-8-1（都庁第二本庁舎9階） 電話 03-5321-1111 内線42-891～3 F A X内線65-381 直通 03-5388-3594 F A X 03-5388-1381

### (6) 指定処分（B）

指定処分（B）とは、指定条件のうち民間受入地の要件のみを指定し、想定運搬距離を参考距離として示すものである。

掘削工事に当たっては、まず発生抑制を徹底し、次に現場内利用又は工事間



利用を最大限に行う。これができない場合は指定処分（A）により受入機関の活用を図ることを原則とする。ただし、これらの施策が適用できない場合において、以下の要件に該当する場合に限り、指定処分（B）として民間の受入地の活用を検討することができる。

○事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の受入地に建設発生土を搬出し、建設資材等として活用するものである。</li> </ul>
○要件	<p>以下の要件に該当する場合に限り適用することができる。 (要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間工事又は昼夜間工事で、工事間利用先、受入機関がない。</li> <li>・土質が不適合で、工事間利用先、受入機関がない。</li> <li>・工事間利用先がなく、受入機関も満杯状態</li> <li>・多摩地区で改良土を使用する場合において、民間土質改良プラントの方が再利用センター及び青梅事業所よりも環境負荷の低減や経済性等において優れている場合</li> <li>・多摩地区において、建設発生土の発生量が100m<sup>3</sup>以下であり、民間受入地の方が環境負荷の低減や経済性等において受入機関よりも優れている場合</li> <li>・粒状改良土を使用する場合において、民間土質改良プラントへ建設発生土等を持ち込むとともに、粒状改良土を持ち出す工事。原則として、工事箇所から運搬距離が30km（半径）の範囲内の民間土質改良プラントを選定の対象とする。</li> <li>・その他特別な理由がある場合 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工事を膨大な数発注する発注部局の小規模工事で、特定の受入機関への建設発生土の持ち込みが集中することが予想され、当該受入機関の情報システムや交通事情等から受入が困難となる恐れがある場合 など</li> </ul> </li> </ul> <p>〈民間受入地の要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材等として有効利用するものであること</li> <li>・客観的に見て妥当な跡地利用計画があること</li> <li>・里山や谷戸等の自然環境を破壊するものでないこと</li> <li>・関係法令又は都道府県、区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件等を遵守して行われていること</li> <li>・土質改良プラントの場合は、関係法令等を遵守するとともに、都の材料仕様書等に適合する改良土を生産しているものであること</li> <li>・周辺住民の反対運動や苦情等がないこと</li> <li>・その他必要な要件が整っていること</li> </ul>
○利用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間受入地の要件のみ明示し、民間受入地名は指定しない。</li> <li>・想定運搬距離を参考として明示する。</li> </ul>
○利用手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負者は、民間受入地に搬入を希望する場合は、事前に当該民間受入地が本ガイドラインに定義する適正な受入地であることを確認した</li> </ul>

○利用手続き	上で、「搬入予定民間受入地届」（様式集参照）に民間受入地の名称、場所、許可の種類、利用用途、跡地利用計画、運搬ルート等を記載するとともに関係法令に基づく許可証の写し及び現地の状況を撮影した写真を添付して監督員に提出する。
○適正利用の確認	・請負者は、民間受入地への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「民間受入地搬入確認報告書」（様式集参照）を作成して監督員に提出する。
○費用負担	・搬出側工事の発注部局は、民間受入地までの運搬費及び民間受入地の受入料金を負担する。
○土質試験	<p>・試験実施に当たっては、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を搬出前に実施し、その結果を提出する。</p> <p>ただし、条例等や土質試験に関する受入条件がない場合、搬出側の発注部局は、以下の場合、搬出前に土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を実施し、その結果を保管する。</p> <p>①環境確保条例別表1の工場、別表2の指定作業場の敷地及び跡地から発生する場合</p> <p>②トンネル、シールド工事から発生する場合</p> <p>③河川（敷）から発生する場合</p> <p>④発注者が必要と認める場合</p>

### (7) 指定処分（C）

指定処分（C）は、単価契約工事において指定処分（A）を適用することができない場合に限り、民間受入地に搬出するものである。指定条件のうち要件のみを指定し、受入先の名称、場所、距離は明示しないものとし、以下のとおり民間受入地を活用する。

○事業概要	民間受入地に建設発生土を搬出し、建設資材等として活用するものである。
○要件	<p>○指定処分（C）は、以下の要件を満たす場合に限り適用する。</p> <p>（要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所があらかじめ特定できない場合</li> <li>・その他特別な理由がある場合</li> </ul> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模工事を膨大な数発注する発注部局の小規模工事で、特定の受入機関への建設発生土の持ち込みが集中することが予想され、当該受入機関の情報システムや交通事情等から受入が困難となる恐れがある場合など</li> </ul> <p>（民間受入地の要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定処分（B）と同様であること</li> </ul>
○利用基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間受入地名は指定せず、民間受入地の要件のみを明示する。</li> <li>・平均運搬距離は明示しない。</li> </ul>

○利用手続き	・請負者は、民間受入地に搬入を希望する場合は、事前に当該民間受入地が本ガイドラインに定義する適正な受入地であることを確認した上で、「搬入予定民間受入地届」に民間受入地の名称、場所、許可の種類、利用用途、跡地利用計画、運搬ルート等を記載するとともに関係法令に基づく許可証の写し及び現地の状況を撮影した写真を添付して監督員に提出する。
○適正利用の確認	・請負者は、民間受入地への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「民間受入地搬入確認報告書」を作成して監督員に提出する。
○費用負担	・搬出側工事の発注部局は、民間受入地までの平均距離の運搬費及び受入料金を負担する。
○土質試験	・試験実施に当たっては、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を搬出前に実施し、その結果を提出する。

#### (8) 有価引取（有償売却）

建設発生土のうち、市場において有価引取（有償売却）が見込まれる土砂（岩、玉石、砂利、砂等）で有価引取希望者がある場合は、引取価格を公示価格より減じて工事を発注する。ただし、河川区域内砂利等の有価引取（有償売却）については、当分の間、行わないこととする。

○事前調査	・発注部局は、有価引取が見込める工事の発注に当たっては、事前に発生土量、土質等を把握するため必要な試掘、地質調査を行う。また、引取希望者の有無を調査する。
○引取価格	・引取価格は引取希望者からの見積り等による。
○関係法令の遵守	・有価引取の実施に当たっては、関係法令を遵守して適正に行うものとする。 (例) ・地方公共団体の工事から発生する土砂を有償売却する場合には、砂利採取及び採石業者の登録は必要ないが、採石法第42条の2及び砂利採取法第43条に基づき、売却契約前に認可を所管する産業労働局との協議が成立している必要がある。
○協議先等	(協議先) ・採取場の所在地が区部にある場合 東京都産業労働局 商工部 地域産業振興課 地域振興係 所在地〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階北側 電 話03-5321-1111 内線36-711 直 通03-5320-4747 F A X 03-5388-1461 ・採取場の所在地が多摩にある場合 東京都産業労働局 商工部 地域産業振興課 砂利採石担当 所在地〒198-0036東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎内

	直 通0428-23-4184 (採取期間) ・砂利採取：原則として1年以内 ・岩石採取：原則として2年以内 (協議書提出期限) ・採取計画協議書：事業に着手する日の45日前 ・採取計画変更協議書：変更を要する日の45日前
--	--

#### (9) 異物除去の徹底

建設発生土の現場内利用、指定処分等に当たっては、木片、金属くず、コンクリート塊等の異物が混入することのないよう、現場において徹底してこれを取り除かなければならない。

#### (10) 廃棄物混じり土の取扱い

建設工事の施工に当たり、廃棄物混じり土に遭遇した場合は、原因者の特定に努めるとともに、廃棄物の種類や性状を把握するため、必要な土質試験を行う。

また、その処理に当たっては、現場での分別を徹底して行い、有価物としての売却、現場内での再使用又は再生利用、再資源化施設や中間処理施設への指定処分を行い、最終処分量を最小限に抑えなければならない。

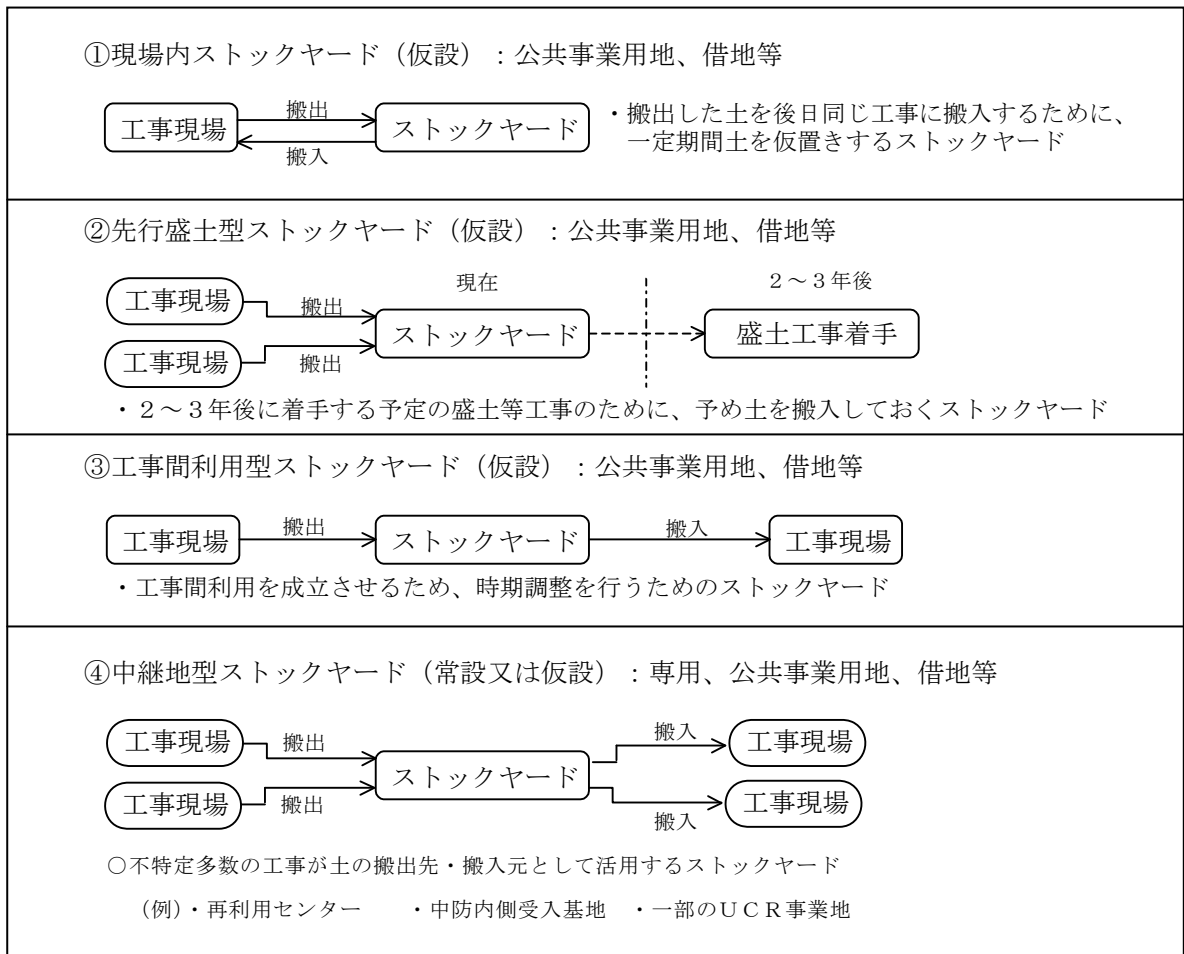
#### (11) スtockヤードの確保及び活用

建設発生土の現場内利用、工事間利用、受入機関の活用等に当たっては、都府県等においてStockヤードを確保し、これを活用することにより建設発生土の有効利用を促進する。

Stockヤードには以下のものがあり、工事条件に応じてこれらのStockヤードの確保及び活用を図るものとする。

なお、特に小規模土量の工事については、Stockヤードの確保がきる場合には、工事ごとにStockヤードに集積し、まとめて運搬及び指定処分(A)を行うものとする。

(図-10) ストックヤードの例



## 2 しゅんせつ土

しゅんせつ土については、しゅんせつ土受入計画に基づき、新海面処分場での埋立処分（新海面処分場の基盤整備用材）、東京湾の漁場等への有効利用等に活用する。

なお、しゅんせつ土の発生抑制、有効利用、新海面処分場への受入については、埋立処分計画に基づき、以下の方針で行う。

(1) 発生抑制	①河川や港湾のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工に止め、しゅんせつ土の発生を抑制する。
	②河川や港湾のしゅんせつに当たっては、必要以上の余掘りを避け、しゅんせつ土の発生を抑制する。
(2) 河川事業等での活用	①しゅんせつ土を改良し、護岸根固め材やテラス工事の中詰材等として有効利用を促進する。
	②再生利用に関する技術確立に向けて、試験施工等を積極的に実施していく。
(3) 東京湾内での活用	○良質な港湾しゅんせつ土については、東京湾における漁場整備事業の用材、生き物にやさしい護岸づくりの一環としての護岸前面浅場や干潟の用材として有効利用を図る。

(4) 新海面処分場での埋立処分	①河川事業、東京湾等での有効利用ができないしゅんせつ土については、新海面処分場において埋立処分を行う。(新海面処分場の基盤整備用材)
	②新海面処分場は、埋立処分計画により、年度毎の受入量が定められていることから、埋立処分計画を踏まえ計画的、かつ、効率的なしゅんせつを行っていく。

新海面処分場のしゅんせつ土の受入

○事業概要	・新海面処分場は、河川事業、東京湾等での有効利用ができないしゅんせつ土を、受入計画に基づき受け入れるものである。
	・所在地：東京都江東区青海2丁目地先
○利用基準	・都内河川区域及び東京港湾区域で施行する都、区、国等の発注するしゅんせつ作業又は工事に伴い発生するしゅんせつ土を対象とする。
○費用負担	・軟泥を除くしゅんせつ土については、搬出側の発注部局は、新海面処分場の枠付送泥船（しゅんせつ土受入施設）までの運搬費を負担する。
	・軟泥については、搬出側の発注部局は、自ら新海面処分場内に送泥工事を実施することが必要であり、運搬費、送泥管の配管費用、送泥費用を負担する。
○受入料金	・一般会計のしゅんせつは無料とする。一般会計以外の会計のしゅんせつは、港湾局の定めたしゅんせつ土の埋立料金を負担する。
○土質試験	・搬出側の発注部局は、持ち込み土量にかかわらず、受入基準（表-13）を満足するものとし、土質試験を搬出前に実施して、その結果を東京都東京港防災事務所に提出する。 なお、上記受入基準は、海上工事の申請に際して、港長（東京海上保安部）に提出する分析試験結果と、一部を除き同様である。そのため、上記基準に基づく試験を行うことにより、海上工事の申請時に利用可能である。
○連絡先	・東京都東京港管理事務所臨海地域管理課 所在地 〒108-0075 東京都港区港南3-9-56 電 話 03-5463-0232 F A X 03-5463-0243

(表-12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく底質の分析試験調査項目表

	物質名	試験内容	判定基準	適用
1	アルキル水銀化合物	溶出試験	検出されないこと	注1)
2	水銀又はその化合物	〃	0.005mg/l以下	〃
		含有試験	25ppm未満	注2)
3	カドミウム又はその化合物	溶出試験	0.1 mg/l以下	注1)
4	鉛又はその化合物	〃	0.1 mg/l以下	〃
5	有機りん化合物	〃	1.0 mg/l以下	〃
6	六価クロム化合物	〃	0.5 mg/l以下	〃
7	ひ素又はその化合物	〃	0.1 mg/l以下	〃
8	シアン化合物	〃	1.0 mg/l以下	〃

9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	〃	0.003mg/ℓ以下	〃
		含有試験	10ppm未満	注2)
10	銅又はその化合物	溶出試験	3.0 mg/ℓ以下	注1)
11	亜鉛又はその化合物	〃	2.0 mg/ℓ以下	〃
12	ふっ化物	〃	15.0 mg/ℓ以下	〃
13	トリクロロエチレン	〃	0.3 mg/ℓ以下	〃
14	テトラクロロエチレン	〃	0.1 mg/ℓ以下	〃
15	ベリリウム又はその化合物	〃	2.5 mg/ℓ以下	〃
16	クロム又はその化合物	〃	2.0 mg/ℓ以下	〃
17	ニッケル又はその化合物	〃	1.2 mg/ℓ以下	〃
18	バナジウム又はその化合物	〃	1.5 mg/ℓ以下	〃
19	有機塩素化合物	含有試験	40.0 mg/kg以下	〃
20	ジクロロメタン	溶出試験	0.2 mg/ℓ以下	〃
21	四塩化炭素	〃	0.02 mg/ℓ以下	〃
22	1・2-ジクロロエタン	〃	0.04 mg/ℓ以下	〃
23	1・1-ジクロロエチレン	〃	0.2 mg/ℓ以下	〃
24	シス-1・2-ジクロロエチレン	〃	0.4 mg/ℓ以下	〃
25	1・1・1-トリクロロエタン	〃	3.0 mg/ℓ以下	〃
26	1・1・2-トリクロロエタン	〃	0.06mg/ℓ以下	〃
27	1・3-ジクロロプロペン	〃	0.02 mg/ℓ以下	〃
28	チウラム	〃	0.06mg/ℓ以下	〃
29	シマジン	〃	0.03mg/ℓ以下	〃
30	チオベンカルブ	〃	0.2 mg/ℓ以下	〃
31	ベンゼン	〃	0.1 mg/ℓ以下	〃
32	セレン又はその化合物	〃	0.1 mg/ℓ以下	〃
33	ダイオキシン類	〃	10 pg-TEQ /ℓ以下	〃
		含有量試験	150pg-TEQ/g未満 注4)	注3)

注1) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日総理府令第6号)

注2) 「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日 環水管第119号)

注3) 「ダイオキシン類を含む水底土砂の取り扱いに関する指針について」(平成15年9月26日 環地保発第030926003号 環水管発第030926001号)

注4) ダイオキシン含有量 150pg-TEQ/g 未満は、通常の安定型の海面処分場の場合の判定基準である。

### 第3 汚染土壌

近年、工場跡地の再開発等により土壌汚染が判明する事例が増えてきており、人の健康被害に対する懸念や対策の確立についての社会的要請が高まってきた。このため、土壌汚染状況の把握、人の健康被害の防止に関する措置等を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り国民の健康を保護することを目的として平成14年5月に「土壌汚染対策法」が公布され、平成15年2月から施行されている。

また、都においてはこれに先行して、平成12年に「環境確保条例」を制定しており、この中の第114条～118条により土壌汚染対策に取り組むこととなっている。

掘削工事等に伴い、土地の改変により汚染土壌が発生する場合は、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、必要な調査、届出、措置等を適正に行う。

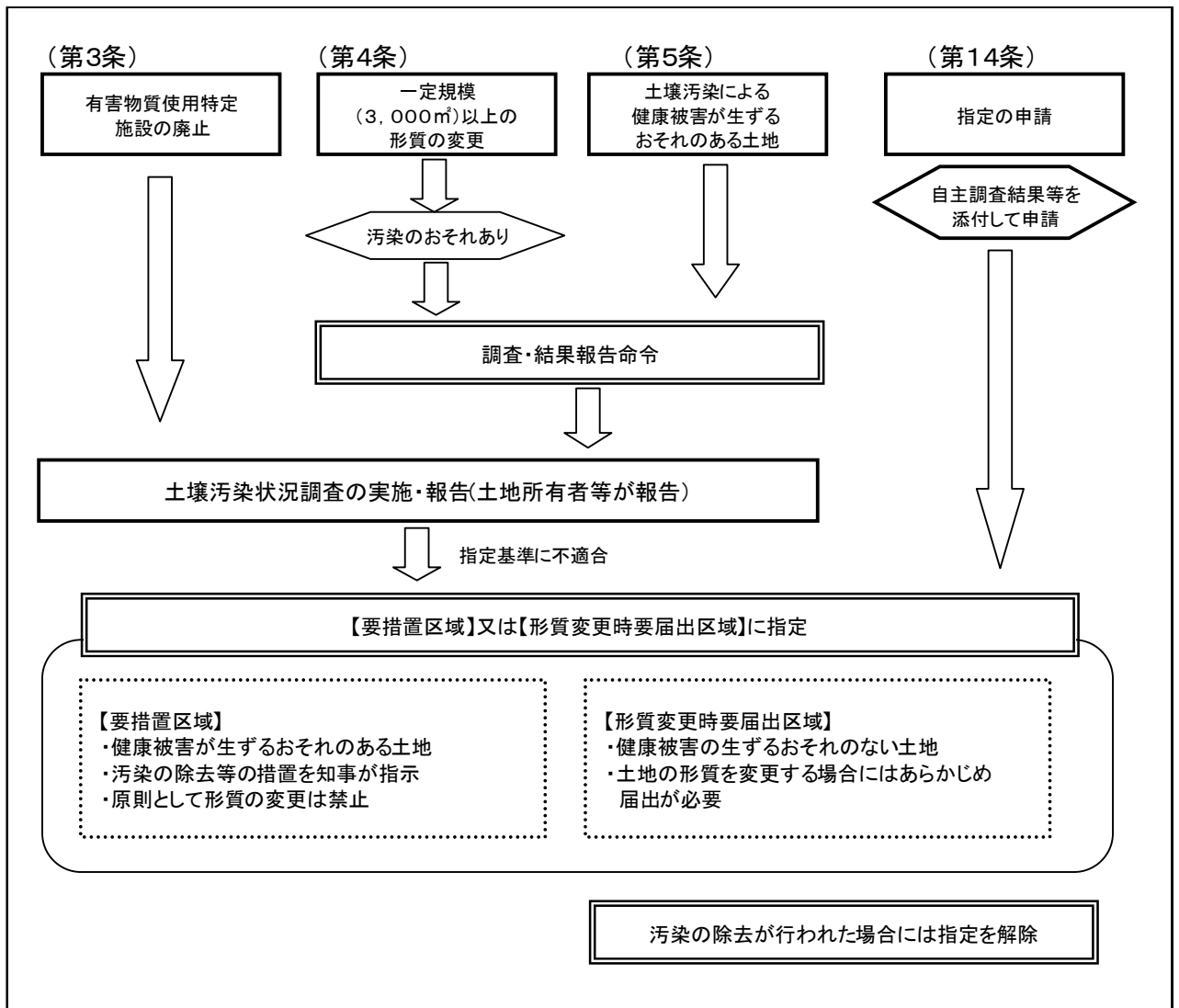
なお、平成22年4月には法改正において下記のような変更がなされている。

(1) 土壌汚染状況把握のための制度拡充
・ 一定規模（3,000 m <sup>2</sup> ）以上の土地であって、土壌汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壌汚染の調査命令
・ 自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域として指定し適切に管理
(2) 規制対象区域の分類による講ずべき措置の内容の明確化
・ 盛土、封じ込め等の措置が必要な区域（要措置区域）
・ 土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）
(3) 搬出土壌の適正処理の確保
・ 要措置区域内の土壌の区域外への搬出の規制
・ 搬出土壌の処理業についての許可制度の新設
・ 搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務



# 1 土壤汚染対策法に基づく処理

(図-11) 土壤汚染対策法のフロー



## (1) 有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査（法第3条）

○使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。

## (2) 調査命令（法第4条、第5条）

○知事は、土壤汚染のおそれがあると認められる土地の形質の変更が行われるとき、又は土壤汚染により人の健康被害が生じるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の土壤汚染の状況について、当該土地の所有者等に対して調査を命じることができる。

<p><b>(3) 区域の指定（法第6条、第11条）と台帳の調整（法第15条）</b></p> <p>○知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、その区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定・公示するとともに、当該区域について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳を調製し、閲覧に供する。</p>
<p><b>(4) 汚染の除去等の措置（法第7条）</b></p> <p>○知事は、要措置区域において、土壤汚染による人の健康被害を防止するため必要な限度において要措置区域内の土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を指示する。</p>
<p><b>(5) 土地の形質の変更の届出（法第12条）</b></p> <p>○形質変更時要届出区域内において、土地の形質を変更しようとする者は、形質の変更に着手する14日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。</p>
<p><b>(6) 指定の申請（法第14条）</b></p> <p>○土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、知事に当該土地の区域について指定をすることを申請することができる。</p>
<p><b>(7) 汚染土壤搬出時の届出（法第16条）と管理票（法第20条）</b></p> <p>○措置を命じられた土地所有者等や汚染原因者、土地の形質を変更しようとする者が、要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壤を搬出する場合には、搬出に着手する14日前までに、汚染状態、体積、運搬方法、処理施設の所在地、その他の事項を知事に届け出なければならない。また、運搬又は処理を他人に委託する場合には環境省令で定める事項を記入した「管理票」を受託者に交付し、「管理票」の写しの送付を受けて当該運搬又は処理が終了したことを確認しなければならない。</p>

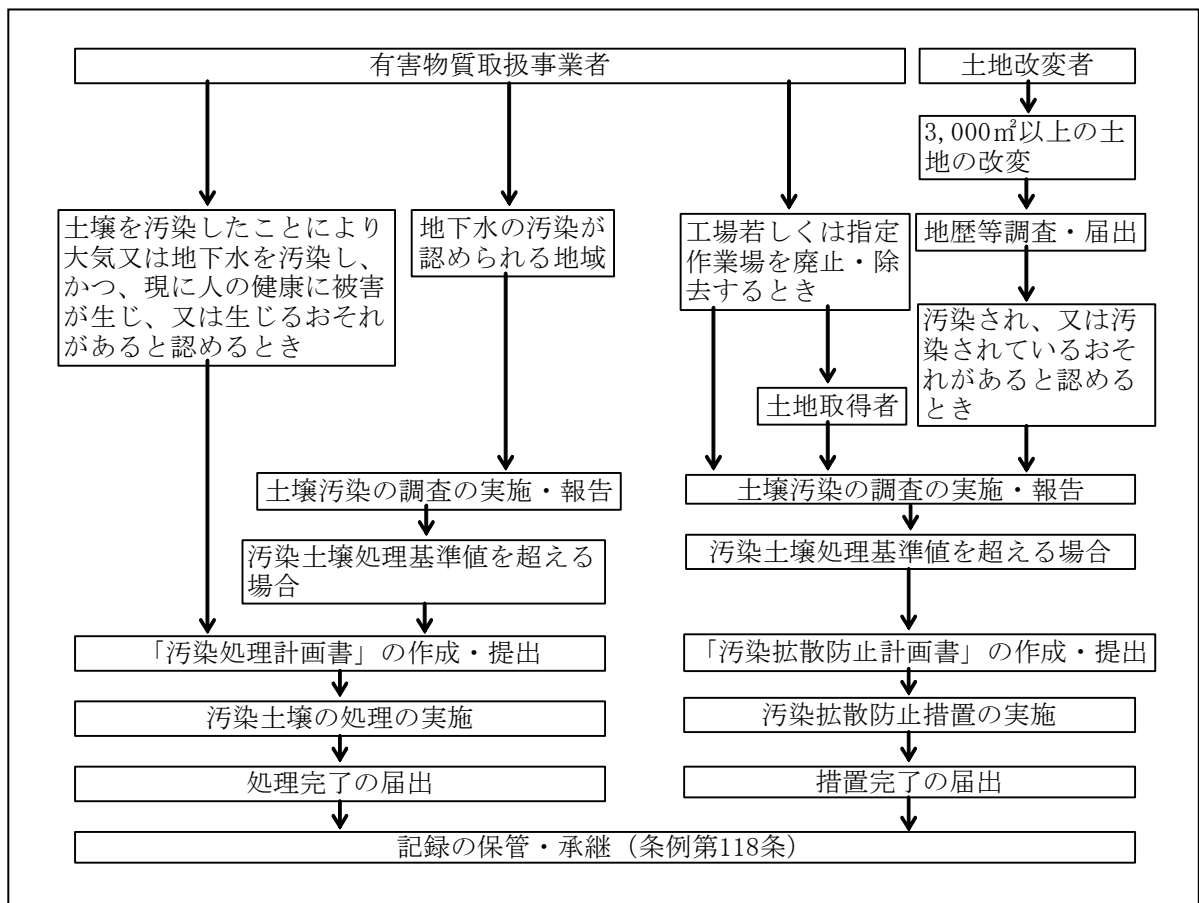
## 2 環境確保条例に基づく処理

環境確保条例に基づく取組を以下に示す。

<p><b>(1) 規制対象となる事業者</b></p> <p>○有害物質取扱事業者  条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者</p> <p>○土地改変者  3,000m<sup>2</sup>以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等土地の改変を行う者</p>
<p><b>(2) 規制対象となる行為</b></p>

<p>○有害物質取扱事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌を汚染したことにより大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害を生じ、又は生じるおそれがあるとき（条例第 114 条）</li> <li>・ 地域内で地下水の汚染が認められるとき（条例第 115 条）</li> <li>・ 工場若しくは指定作業場を廃止し、又は建物を除却しようとするとき（条例第 116 条）</li> </ul> <p>○土地改変者（条例第117条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の切り盛り、掘削その他の土地の造成</li> <li>・ 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更</li> </ul>
<p><b>(3) 土壌汚染調査</b></p>
<p>○規制対象となる事業者は、対象敷地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用、排出の状況を踏まえ、土壌の汚染状況の概況調査（表層土壌調査等）及び詳細調査（ボーリング調査等）を行う。</p>
<p><b>(4) 計画の策定及び対策の実施</b></p>
<p>○土壌汚染調査の結果を踏まえ、汚染処理又は汚染拡散防止の区域を設定し、掘削除去法、原位置封じ込め法などの手法により、汚染処理計画又は汚染拡散防止計画を策定し、対策を実施する。</p>
<p><b>(5) 「東京都土壌汚染対策指針」</b></p>
<p>○「東京都土壌汚染対策指針」とは、環境確保条例第113条の規定に基づき、有害物質により汚染された土壌の大気中への飛散又は土壌汚染に起因する地下水の汚染が、人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、有害物質取扱事業者等の敷地及び土地改変者が土地の改変を行う土地の土壌汚染の調査及び対策に係る方法等を定めたものである。</p> <p>なお、土壌汚染対策法の施行に伴い、法と条例により土壌汚染対策を一体的に運用するため、平成15年2月、基準項目に「ほう素」と「ふっ素」を追加するとともに指針を改正し、調査や対策の方法等を法の施行規則等との整合を図っている。</p>

(図-12) 条例の土壌汚染対策に係るフロー



### 3 土壌汚染対策法と環境確保条例の関係

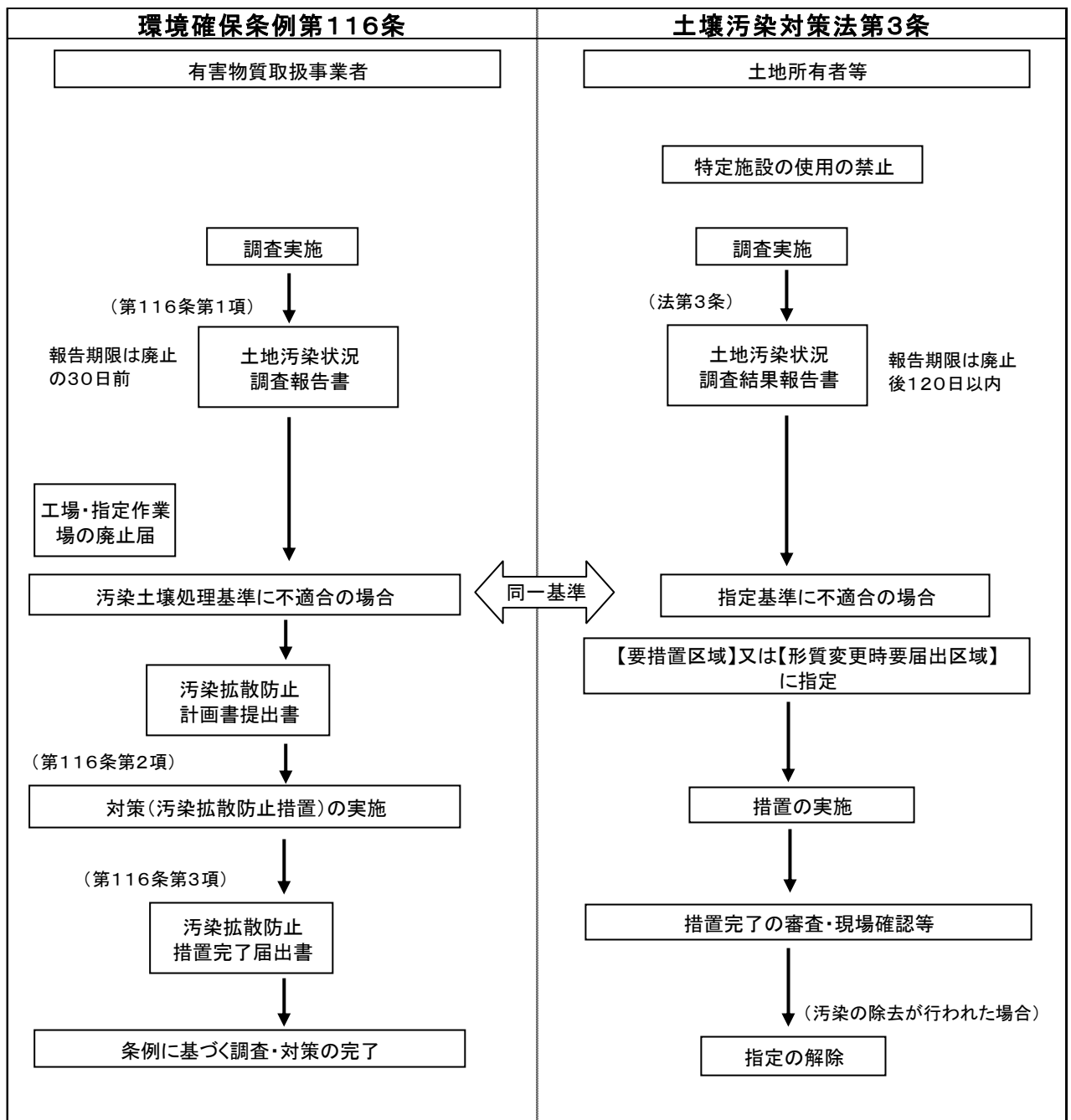
土壌汚染対策法の施行に伴い、土壌汚染対策法と環境確保条例がともに適用される場合、環境確保条例のみが適用される場合があるので注意を要する。

条例第 116 条の適用を受ける土地の所有者等には、法第 3 条に基づく調査義務が課せられることがある。条例第 116 条と法第 3 条の対象となる場合の調査の実施主体や報告期限は以下による。

	条例第116条	法第3条
調査の実施主体	○有害物質取扱事業者 (条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、有害物質を取り扱い、又は取り扱ったことがある者)	○使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等
調査報告の期限	○工場等を廃止又は除却しようとする日の30日前まで	○施設の使用廃止時、調査の義務が発生した日から起算して原則として120日以内

備考	<p>○現在及び過去に取り扱った有害物質が調査の対象となる。</p>	<p>○法第3条の適用には、以下のような猶予規定等があるが、知事の確認などが必要である。</p> <p>(法第3条ただし書きを適用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、工場又は事業場の敷地として使用</li> <li>・引き続き、居住用の建築物の敷地として使用</li> </ul>
----	------------------------------------	---

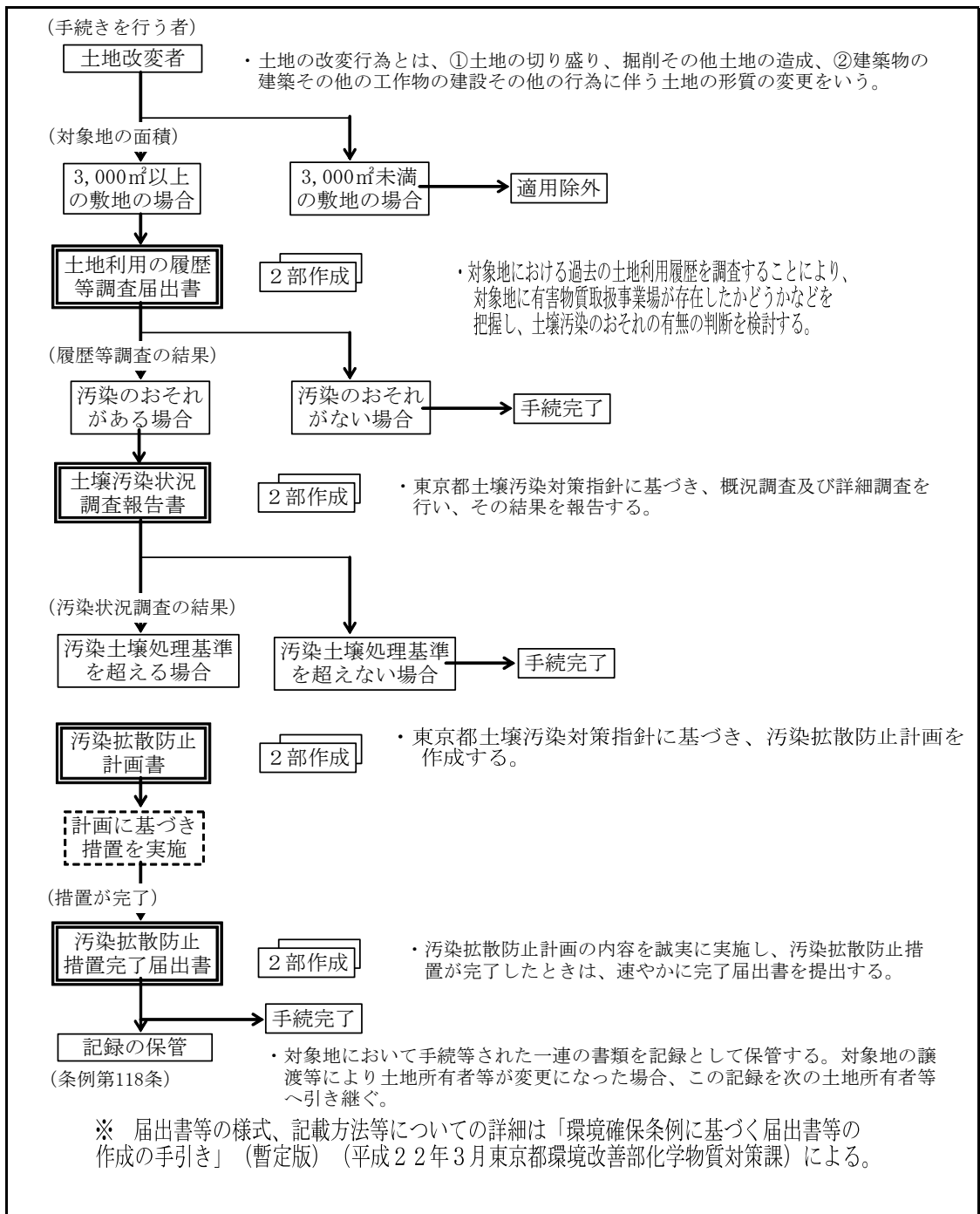
(図-13) 条例第116条と法第3条の関係フロー



条例第 117 条の適用を受ける土地改変者には、法第 4 条第 1 項に基づく届出が必要となる場合がある。条例第 117 条と法第 4 条の対象となる場合の対象者、契機は以下による。

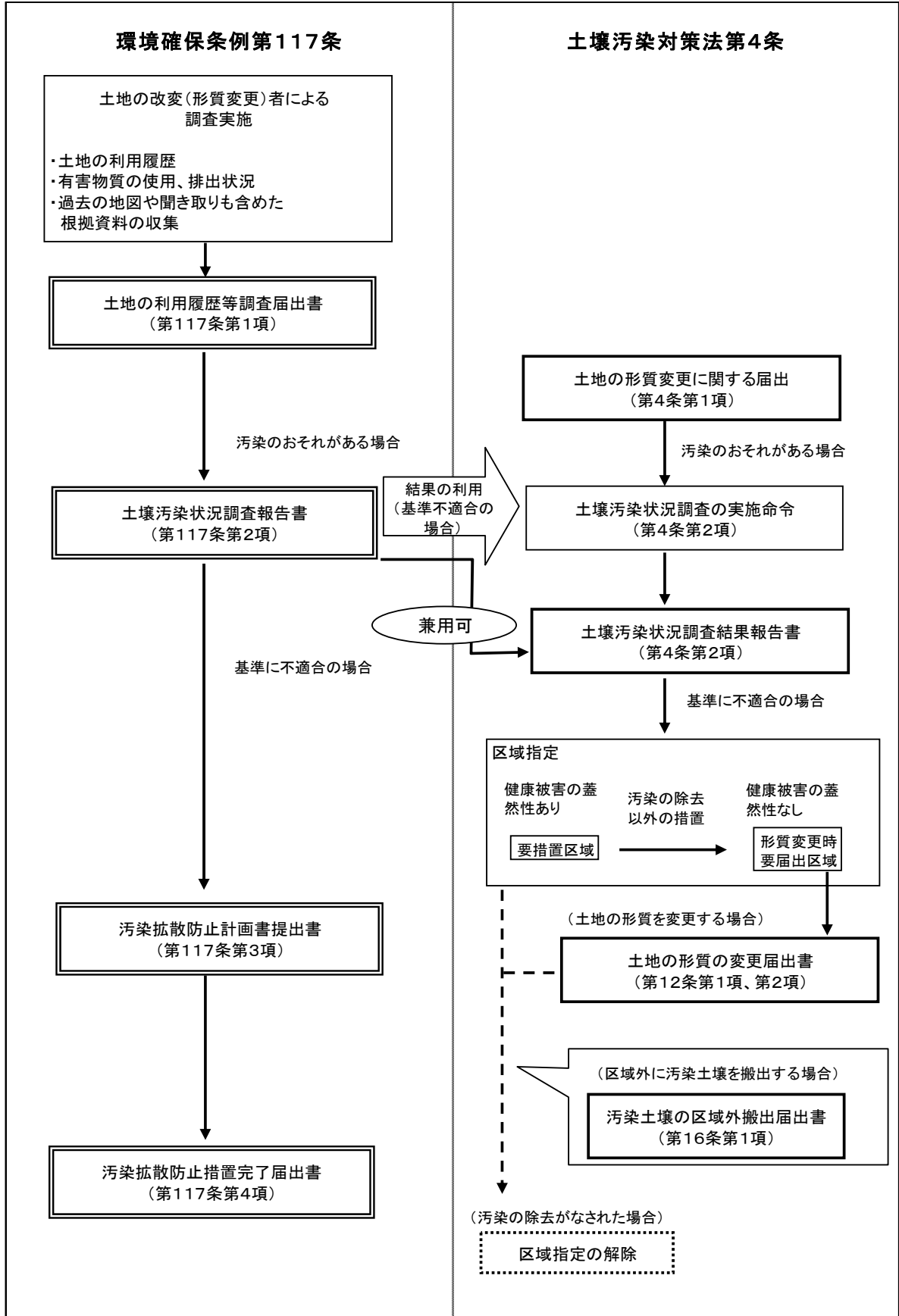
	条例第117条	法第4条
対象者	○土地改変者	○第4条第1項の届出・・・土地の形質の変更を行う者 ○第4条第2項の届出・・・土地所有者等
契機	○3000㎡以上の敷地内において ①土地の切り盛り、掘削その他の土地の造成 ②建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更をするとき	○土地の一定規模（3000㎡）以上の形質の変更をしようとするとき  ※ 敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3000㎡以上

(図-14) 環境確保条例第117条「土地改変型」における手続きフロー



(図-15) 条例第117条と法第4条の関係フロー

条例第117条と法第4条が共に対象となる場合の手続きの流れ  
 (土地の形質の変更が行われる部分の面積が3000㎡以上である場合)





建設工事の途中で汚染土壌に遭遇した場合

○建設工事の途中で汚染土壌に遭遇した場合の措置

建設工事の途中において、突然、汚染土壌に遭遇した場合は、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な対応を行うほか、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」（平成16年5月独立行政法人土木研究所）も参考となる。

（編集）

独立行政法人 土木研究所 材料地盤研究グループ（土質）

- ・所在地 〒305-8516 茨城県つくば市南原1-6
- ・電話 029-879-6767 ・FAX 029-879-6798
- ・HP <http://www.pwri.go.jp/>

土壌汚染対策について検討する際は、土壌汚染に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策を選択するための具体的な手順等を示した下記のガイドラインが参考となる。

- ・「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」  
（平成22年5月 東京都環境局）

（表-13）汚染土壌処理基準・指定基準（環境確保条例規則別表12）

(1) 土壌溶出量基準（単位：mg/L）		
番号	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.01以下
2	シアン化合物	検出されないこと
3	有機リン化合物	検出されないこと
4	鉛及びその化合物	0.01以下
5	六価クロム化合物	0.05以下
6	砒素及びその化合物	0.01以下
7	水銀及びその化合物	0.0005以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
10	トリクロロエチレン	0.03以下
11	テトラクロロエチレン	0.01以下
12	ジクロロメタン	0.02以下
13	四塩化炭素	0.002以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.004以下
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
20	チラウム	0.006以下
21	シマジン	0.003以下
22	チオベンカルブ	0.02以下

23	ベンゼン	0.01以下
24	セレン及びその化合物	0.01以下
25	ふっ素及びその化合物	0.8以下
26	ほう素及びその化合物	1以下

(2) 土壌含有量基準 (単位: mg / kg)

番号	項目	基準値
1	カドミウム及びその化合物	150以下
2	シアン化合物	50以下 (遊離シアン)
3	鉛及びその化合物	150以下
4	六価クロム化合物	250以下
5	砒素及びその化合物	150以下
6	水銀及びその化合物	15以下
7	セレン及びその化合物	150以下
8	ふっ素及びその化合物	4000以下
9	ほう素及びその化合物	4000以下

(表-14) 汚染の除去等の措置

○土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
		砂場等	盛土では支障がある土地	通常の土地			
立入禁止		○		○			
舗装		○		○			
盛土		×		×			
土壌入換え		×		○			
土壌汚染の除去		○		○			

○土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
地下水汚染		第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		基準適合	基準不適合	基準適合	基準不適合	基準適合	基準不適合
なし	地下水の水質測定(※※)	○	○(※)	○	○(※)	○	○
	原位置封じ込め	○	○(※)	○	○(※)	○	×
あり	遮水工封じ込め	○	○	○	○	○	×
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
	不溶化	×	×	○	×	×	×

1 「基準適合」「基準不適合」は、第二溶出量基準に適合するかどうかを意味する。

2 (※) 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮断工封じ込めを行うことが必要。

3 (※※) 土壌汚染対策法に限り認められている措置である。なお、条例に基づく措置であっても、東京都土壌汚染対策指針第4の規定に基づき特例を適用した場合は、この限りでない。

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成22年3月5日付環水大土発第100305002号) P36、37、38を参照

(表-15) 土壌汚染に関する問い合わせ窓口及び受付窓口

(1) 土壌汚染対策法及び環境確保条例第114条、115条、117条	
①23区及び 島しょ地区	○東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係 ・所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (都庁第2庁舎8階) ・電 話 03-5321-1111 内線42-371~4 F A X内線 65-376 ・直 通 03-5388-3495 F A X 03-5388-1376 ・H P <a href="http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/">http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/</a>
②多摩地区	○東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策係 ・所在地 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 (東京都立川合同庁舎3階) ・電 話 042-523-3171 内線5562~3 ・ F A X 042-522-9511
(2) 環境確保条例第116条	
○各区市環境担当部署（八王子市及び町田市については、条例第115条及び土壌汚染対策法の受付も行う。） ○町村については、東京都多摩環境事務所が担当	

(表-16) 指定調査機関の問い合わせ先等

(1) 指定調査機関	
○環境省のホームページを参照（環境省水・大気環境局土壌環境課指定調査機関担当） 電話 03-3581-3351（代） <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html</a>	
(2) 土壌汚染の調査・対策等を委託する業者	
○(社)土壌環境センター ・所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2 第2麹町ビル7階 ・電 話 03-5215-5955 F A X 03-5215-5954 ・H P <a href="http://www.gepc.or.jp/">http://www.gepc.or.jp/</a>	
○(社)東京都地質調査業協会 ・所在地 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-8 ・電 話 03-3252-2963 F A X 03-3252-2971 ・H P <a href="http://www.tokyo-geo.or.jp/">http://www.tokyo-geo.or.jp/</a>	
(3) 汚染土壌の処理業者	
○巻末資料の「問い合わせ先一覧（汚染土壌処理施設情報等）」を参照。	